

令和 7 年度

国営施設応急対策事業角田地区

江尻排水機場第 4 制水門耐震補強他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業角田地区江尻排水機場第4制水門耐震補強他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書（建）」という。）、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書（電）」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書及び標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、国営角田土地改良事業計画（国営施設応急対策）に基づき、江尻排水機場第4制水門及び3号吸水槽を耐震補強等するものである。

2 工事場所

宮城県角田市江尻字巻向地内

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

第4制水門

地盤改良工	15本
コンクリート補修工	22.5㎡
制水門操作室改修工	1棟

3号吸水槽

せん断補強工	2,021箇所
曲げ補強工	184.2㎡
仮設工	1式

4 工事数量

別紙ー1～別紙ー3のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程制限

（1）河川内工事は、令和7年11月1日から令和8年3月31日までに施工を行うものとする。

なお、非出水期の施工でも降雨、融雪により施工場所が水没した場合等は状況を監督職員に報告し、対応を協議するものとする。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等85日を見込んでいる。
なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－4により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている191日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－4と合わせて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の翌日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

4 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1－1－10に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

5 河川区域内の遵守

- （1）本工事は、河川区域内の工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。
- （2）降雨等により河川内水位が仮締切対象水位（TP7.02m）に達する場合は、速やかに河川区域内から安全な場所に退避しなければならない。
- （3）異常出水による河川内水位上昇に対しては、河川及び気象状況を踏まえ工事作業を中止しなければならない。

第4章 現場条件

1 土質

本工事における地盤改良工の施工場所の土質は、別紙－5のとおり想定している。

2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

工 事 名	施工予定期間
令和4年度～令和7年度 江尻排水機場ポンプ設備補修工事	令和4年12月～令和8年3月
令和6年度～令和9年度 江尻排水機場ポンプ設備補修（その2）工事	令和6年7月～令和9年7月
令和7年度 江尻排水機場第4制水門開閉装置他整備工事（仮称）	令和7年6月～令和8年3月

3 第三者に対する措置

（1）騒音及び振動対策

騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（2）濁水処理対策

施工に当たり汚濁水が発生した場合、汚濁水が河川に流出しないよう十分注意して施工しなければならない。

なお、濁水処理対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

（3）保安対策

ア 交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）とする。

イ 交通誘導警備員の配置は、下表及び別図－1のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
国道349号線から市道深沼古川線への出入口地点	2名/日	検定合格者1名 他1名	昼間	無
施工ヤード2から堤防道路への出入口地点	1名/日	検定合格者1名	昼間	無

（4）交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障をきたさないように受注者の責任において維持管理に努めなければならない。

（5）防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するもの

とする。

4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

なお、本工事は河川法に基づく協議の対象となっているため、別途監督職員が通知する河川管理者からの同意条件を遵守しなければならない。

5 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 機械構台及び付帯施設

第4制水門端堰柱の補強・補修における機械構台（施工機械足場）及び付帯施設は、図面「機械構台計画図」及び「機械構台付帯施設計画図」に基づき設置しなければならない。

2 仮締切工（第4制水門）

- (1) 仮締切工は、仮設平面図に示す場所（施工ヤード2及び3）に仮置きしている大型土のう（支給材料）を利用することとし、不足する分は購入土にて新たに製作するものとする。

再利用できないと判断される大型土のうがある場合は監督職員と協議するものとする。

なお、新たに製作する大型土のうには、耐候性大型土のう袋長期仮設（3年）を使用するものとする。

- (2) 大型土のうは機械構台及び施工ヤード2から設置・撤去するものとする。
- (3) 撤去した大型土のうは施工ヤード2及び3の監督職員が指定する場所へ集積するものとする。
- (4) 気象状況により急激な水位変動が発生し、仮締切を溢水する恐れがあり、第4制水門を全閉にする必要が生じる場合は、仮締切の一部を撤去するものとする。このことにより本工事に影響があった場合は監督職員と協議するものとする。
- (5) 大型土のうの設置に際し、遮水シートを設置しなければならない。

3 仮締切工（吸水槽）

- (1) 3号吸水槽入口部の仮締切については、関連工事である江尻排水機場ポンプ設備補修

(その2) 工事で設置することとする。

4 水替工

(1) 作業時排水

ア 工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

施工場所	排水区分	排水量	備考
第4制水門	常時排水	6 m ³ 未満/h	

イ 仮締切工（大型土のう）からの漏水などにより想定排水量を超える排水処理の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 貯留水排水

ア 3号吸水槽内の残水については関連工事である江尻排水機場ポンプ設備補修（その2）工事で排水するものとする。

5 足場工

(1) 第4制水門端堰柱の補強・補修における足場は機械構台及び施工ヤード2から設置・撤去するものとする。

(2) 吸水槽への出入りは吸水槽天端のマンホールを利用することとし、マンホールから吸水槽底版までの移動のための足場は関連工事である江尻排水機場ポンプ設備補修（その2）工事で設置撤去することとする。

6 除雪工

除雪は降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

7 排泥ピット

(1) 排泥ピットは設置済みであるが雨水がたまらないよう埋戻しており、位置、規模、構造について仮設平面図をもとに掘削し、施工後は、再度、埋戻しを行う。

(2) 高圧噴射攪拌工で発生する汚泥は排泥ピット（既設）に一時的に仮置きし、硬化後に処理施設まで運搬する。

(3) 仮置きした排泥から分離した水分についてはPH試験を行い、アルカリ性や濁りが確認された場合には、PH・濁水処理設備にて処理することとする。

仮置きした排泥から分離した水については、PH・濁水処理設備にて処理した後に河川へ排水する計画としている。実施に当たっては、事前にPH及び濁りを測定し、以下に示す水質環境基準を下回るよう、薬材量等を協議する。

水質環境基準

阿武隈川下流（内川合流点より下流）：類型A

水素イオン濃度（PH）：6.5～8.5

浮遊物質（SS）：25mg/L以下

8 工事用道路及び施工ヤード

当工事で使用する工事用道路2及び3、施工ヤード2及び3は過年度の工事で造成済である。

9 敷鉄板

敷鉄板の設置範囲は仮設平面図に示すとおりである。

10 工事用水道

第4制水門端堰柱の補強・補修で使用する工事用水は、仮設平面図に示す仮設水道管を利用するものとする。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別紙ー6に示すとおりである。

2 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、範囲及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙ー7に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (4) 工事用地等の返還は、当工事では行わない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 支給材料

1 支給する材料は、次のとおりである。

品 名	単位	数 量	備 考
耐候性大型土のう	袋	689	中詰土含む

2 引渡し場所

施工ヤード2及び3

3 引渡し時期

監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

第9章 貸与する資料

本工事の施工において関連する次の資料は貸与する。その他必要となる資料については、監督職員と協議するものとする。なお、貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

- (1) 令和元年度 江尻排水機場実施設計他業務報告書
- (2) 令和2年度 江尻排水機場制水門実施設計他業務報告書
- (3) 令和3年度 江尻排水機場制水門耐震性能照査業務報告書
- (4) 令和4年度 江尻排水機場制水門施工計画検討その他業務報告書

第10章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録承認機関）により承認を受けた工場（JISマーク表示承認工場）での製造品とする。

(1) 固化材（セメント系特殊品、特殊固化用）

地盤改良に使用する固化材の配合は以下のとおり考えているが、事前ボーリングで採取した土砂で試験配合を行い、配合量の変更が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

地盤改良工固化材（1 m³当たり）

材料名	規格・仕様	単位	配合量
セメント系固化材	特殊固化用、密度3.05±0.1（kg/L）	kg	660
水		kg	784

また、改良材1 m³当たりへの固化材添加量は以下のとおり考えているが、事前ボーリングにより、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

固化材添加量
174kg/m ³

(2) 鉄筋コンクリート用棒鋼

せん断補強工 SD345

曲げ補強工 SD345

(3) 機械式継手

せん断補強工 D22：JIS G4051 SC

D25：JIS G5502 FCD

曲げ補強工 JIS G 3112

(4) ポリマーセメントモルタル

種類	試験項目	試験方法	試験基準
接着用	付着強度	建研式接着力試験	1.5N/mm ² 以上

増厚用	圧縮強度	JIS A 1171	30.0N/mm ² 以上
	曲げ強度	JIS A 1171	6.0N/mm ² 以上

(5) コンクリート（吸水槽耐震補強）

コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
鉄筋コン クリート	24	12	25	55以下	BB	底版の曲 げ補強 工、底版 コンクリートの 削孔穴の 補修
無筋コン クリート	18	8	25	65以下	BB	底版の増 厚

(6) 表面被覆材

別表－1 「コンクリート水路補修材料品質規格」による。

(7) ひび割れ補修材

別表－1 「コンクリート水路補修材料品質規格」による。

(8) 組立式建物ユニット

組立式建物ユニットの設計条件は、次のとおりである

積雪深：0.4m

地震力：標準せん断係数 $C_o=0.3$

風圧力：3kN/m²

地表面粗度：Ⅱ

なお、別添図面に示すとおり施工するものとするが、設計条件を満たす場合はこの限りではない。その場合は構造計算書を提出し、監督職員の承諾を得るものとするが変更の対象としない。

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
固化材（セメント系特殊品、特殊固化用）	試験成績書、カタログ
せん断補強鉄筋	試験成績書、カタログ
せん断補強鉄筋用定着材	試験成績書、カタログ
機械継手（せん断補強鉄筋用）	カタログ
表面被覆材（FRPM板）	試験成績書、カタログ

金属拡張式アンカーボルト	試験成績書、カタログ
パネル目地材	試験成績書、カタログ
緩衝材	試験成績書、カタログ
ひび割れ注入に関する材料	試験成績書、カタログ
曲げ補強鉄筋	試験成績書、カタログ
機械継手（曲げ補強鉄筋用）	カタログ
ポリマーセメントモルタル	試験成績書、カタログ
組立式建物ユニット	カタログ

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検査又は確認項目	備 考
セメント系固化材	数 量	現場搬入時
セメント系固化材	配 合	造成開始前
曲げ補強鉄筋	外観・形状・寸法	抽出
表面被覆材（FRPM板）	外観・形状・寸法	抽出
せん断補強鉄筋	外観・形状・寸法	抽出

4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
土砂		角田地区

5 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

第11章 施工

1 一般事項

（1）基準点

本工事の基準点は、江尻排水機場平面図に示す3N0. 1（H=13.980）及び3N0. 2（H=13.108）を使用しなければならない。

なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確 認 内 容	確認時期	遠隔確認 対象	備 考
地盤改良工（高圧 噴射攪拌工法）	基準高、位置・ 間隔	改良径毎に施工前に各 1 本	○	
地盤改良工（高圧 噴射攪拌工法）	改良深	改良径毎に削孔時に各 1 本	○	
せん断補強工	中心間隔、鉄筋 径、鉄筋長	初期施工段階で底版、 側壁、隔壁各 1 箇所	○	
表面被覆工（アン カー固定方式パネ ル工法）	アンカー引抜 強度	初期施工段階で堰柱毎 に各 1 本	○	
曲げ補強工	中心間隔、鉄筋 径、鉄筋長	初期施工段階で底版、 隔壁各 1 箇所	○	

2 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受け入れ 時間	事業区分
コンクリート （無筋）殻	(有)北日本クリーン	亶理郡亶理町字龍円 寺前154-1	8時～ 17時	再資源化 施設業者
コンクリート （有筋）殻	(有)北日本クリーン	亶理郡亶理町字龍円 寺前154-1	8時～ 17時	再資源化 施設業者
汚泥	(株)環境施設未来リ サイクルセンター	宮城郡松島町桜渡戸 真言20	8時～ 17時	再資源化 施設業者
廃プラスチック	(株)イーストコア 空港リサイクルセン ター	岩沼市下野郷字中野 馬場34-1	8時～ 17時	最終処分 業者

3 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	(1) 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(2) 土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(3) 基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(6) その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4 地盤改良工

(1) 一般事項

ア 本工事における地盤改良工は、地盤内に第10章1の(1)に示す固化材により地盤を壁状に改良するものであり、施工方法は、「高圧噴射攪拌工法」により円形の改良体を造成するものである。

また、地盤改良工の施工において、現地盤から産業廃棄物等が発生する等により、施工に支障が生じる場合は、その除去等について、監督職員と協議すること。

加えて、地盤改良工の実施に当たり、現地盤と躯体に空隙が確認され、地盤改良工に支障を及ぼす場合は、充填方法等について、監督職員と協議すること。

イ 受注者は、施工中における施工現場周辺の地盤、構造物及び施設等への影響を定量的に把握しなければならない。

なお、これらの施設等への影響が発生した場合、直ちに施工を中止するとともに監督職員にその内容を報告し、対応方法について協議するものとする。

ウ 作業前に造成プラントにおいて第10章1の(1)に定める固化材の配合が保たれていることを確認するものとする。

エ 地盤改良効果の確認は、事後調査ボーリング及び一軸圧縮試験を行うものとするが、位置について監督職員と協議の上、決定するものとする。採取したコアについては一軸圧縮試験を行い、改良体の一軸圧縮強度を確認するものとする。

なお、一軸圧縮試験の供試体作成箇所は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

オ 設計強度は、砂質土改良体 3.0MN/m^2 以上とし、改良率は第4制水門底版全体で70%以上を想定している。

カ 改良体の造成に当たっては、施工機据付箇所で底版コンクリート（厚 $1,550\text{mm}$ ）を $\phi 200\text{mm}$ で削孔するものとする。

キ 底版コンクリートの削孔に当たっては、事前に鉄筋調査を実施し、既設の底版上面の鉄筋に干渉しないように位置を決定するものとする。

また、底版下部の鉄筋については切断することが想定されているため、事前に切断本数を確定し、監督職員の了解を得るものとする。

なお、削孔箇所は改良体造成後にコンクリートで復旧するものとする。

ク 事前にボーリング調査を行い、地質等の確認及び土砂の採取をするものとするが、調査位置等については監督職員と協議の上決定するものとする。なお、調査結果により改良深度の検討等が必要となった場合、その対応について、監督職員と協議すること。

ケ 地盤改良工を施工するにあたり、底版コンクリートと地盤の間に空隙を確認した場合、その対応について、監督職員と協議すること。

コ 木くずなどが原因により、排泥が閉塞され、造成ロッドを上下に上げ下げし排泥の通り道を確保するフラッシングが必要となった場合、その際の固化材の損失などについて、監督職員と協議すること。

5 コンクリート補修工

(1) 洗浄工

ア 高圧洗浄機等を用いてコンクリート表面の泥や藻、苔等の付着物を除去するものとする。

イ 洗浄圧は14.7MPaを想定しているが、この圧力により付着物等を除去することが困難な場合は監督職員と協議するものとする。

ウ 剥離箇所など局所的な脆弱部が確認された場合は、その補修等について監督職員と協議するものとする。

エ 高圧洗浄に使用する洗浄水は水道水を想定している。

オ 土砂等堆積物の排除作業が生じた場合は、変更協議対象とする。

(2) 表面被覆工

ア 表面被覆工は、アンカー固定方式パネル工法を想定している。なお、この工法以外により表面被覆を行う場合は、監督職員と協議しなければならない。

イ 使用材料は、直射日光を避け、ゴミ、降雨等の影響を受けないように保管するものとする。特にプライマーや目地材等は、密閉した状態で保管するものとする。

ウ コンクリート表面の不陸（凹凸）を平滑にする必要がある場合は、不陸調整材の使用について事前に監督職員と協議するものとする。

エ パネルの設置は、既設水路の伸縮目地部とパネル目地を合わせるように割付図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

オ パネル孔の位置に合わせて削孔し、金属拡張式アンカーボルトで固定するものとする。

カ パネル目地工に先立ち、目地部に付着・堆積している水分・異物等を除去し、十分に乾燥させたのち、パネル表面の目地周りをマスキングテープ等により保護し、監督職員の確認を得るものとする。

キ プライマーを刷毛等により塗布し、パネル目地材を充填して表面を平滑に仕上げるものとする。

ク 施工に先立ち、既設水路においてアンカーボルトの仮打設を行い、引抜強度を確認するものとする。また、それ以外にも強度確認が必要な箇所があれば、適宜行うものとする。なお、引抜強度が所定の規格値を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。

引抜強度の規格値は、4.2 kNとする。

(3) ひび割れ補修工（注入工法）

ア ひび割れ部のコンクリート表面をワイヤブラシ等で清掃し、幅50mm 程度のレイタンスや塵芥を除去のうえ、シーリングするものとする。注入は低圧かつ低速で注入し、養生後はディスクサンダー等で表面を平滑に仕上げるものとする。

イ 日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、注入作業等において、温度管理及び養生を行い、注入材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

6 耐震補強工（吸水槽）

(1) 準備工

ア 関連工事において、吸水槽入口部の締め切りゲートを設置するものとする。

イ 吸水槽内に堆積している汚泥等を除去し、第11章2に示す処理施設に搬出するものとする。汚泥は汚泥吸排車による撤去を想定しているが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

ウ 湧水や降雨が吸水槽内に流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。

(2) 洗浄工

第11章5の(1)と同様とする。

(3) せん断補強工（3号吸水槽）

ア 施工前に鉄筋調査を実施し、既設構造物の配筋状態を確認の上、調査結果を監督職員に報告するものとする。

イ コンクリート削孔及びせん断補強鉄筋取付は、既設構造物に損傷を与えることのないように注意して施工しなければならない。なお、受注者の不注意等により、既設構造物に損傷等が生じた場合は、受注者の責任において補修等を実施しなければならない。その場合の補修方法等については事前に監督職員の承諾を受けるものとする。

ウ 削孔によるコンクリート粉塵等は飛散しないよう注意して施工しなければならない。

エ 削孔中にドリルビットが既設鉄筋に干渉した場合は、直ちに削孔を中止し、削孔した孔を補強鉄筋の定着工と同等の注入材で補修するものとする。

オ せん断補強鉄筋を既設コンクリート躯体に定着させるための充填材は、削孔断面を完全に充填でき、かつ充填後の長期耐久性が満足されるものでなければならない。また、打設箇所の表面は金コテ等により平滑に仕上げるものとする。

カ セン断補強工はPHb工法による施工を想定しているが、同等以上の性能を有する他の工法を排除するものではない。

(4) 曲げ補強工（3号吸水槽）

ア 既設コンクリート表面はウォータージェットで下地処理を行うものとする。

イ ウォータージェットは200MPa級を想定している。

ウ 下地処理面にコンクリートとポリマーセメントモルタルの付着性能を向上させるための下塗材を塗布する。

エ 隔壁部の補強にあたり、主筋は機械式継手1箇所で接合するものとする。

オ 底版の増厚にあたり、無筋コンクリート（擦付区間）部の補強等が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

カ 削孔中にドリルビットが既設鉄筋に干渉した場合は、直ちに削孔を中止し、削孔した孔を補強鉄筋の定着工と同等の注入材で補修するものとする。

(5) その他

ア 吸水槽内に補修が必要なひび割れ等が確認された場合は監督職員に報告するとともに、その対応について協議するものとする。

第12章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札公告の要件による。

2 施工管理

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、別表－2「コンクリート水路補修施工管理の 出来形管理及び品質管理」によるものとする。

なお、これに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。

3 工事現場等における遠隔確認について

(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

(2) 遠隔確認の活用は、別紙－8「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

(3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。

(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

4 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、

次に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

5 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子

化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第13章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 事前ボーリングでコンクリート底版の削孔が必要となった場合。
- 2 新たな現場発生材が生じた場合。
- 3 地質調査等により地盤改良工の再検討が生じた場合
- 4 歩掛調査等の追加が生じた場合。
- 5 関連工事の工程等の調整に伴い、本工事に変更が生じた場合。
- 6 第三者との協議により変更が生じた場合。
- 7 関係機関及び地元との協議調整により、工事を変更・追加する場合。

第14章 その他

1 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2 契約後VE 提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

- 1 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- 2 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- 3 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事

材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

ア 受注者は、(2)のV E 提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E 提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- 1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由
- 2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- 3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- 5) 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取扱に関する事項
- 6) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する日の35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

ア 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14 日以内に書面（共通仕様書様式6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19 条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10 分の5 に相当する額（以下、「V E 管理費」という）を削減しないものとする。

キ V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25 条（請負代金額の変更方法等）第1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カのV E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（５）V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（６）責任の所在

発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副 2 部

4 主任技術者等の専任期間

- （１）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （２）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （３）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場で専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうちに」回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

- （１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理

費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別紙－9に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別紙－10に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

7 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人、受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程

等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人、受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人、受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協議、確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）～（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

8 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員の履行の確認を受けるものとする。

9 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10 現場環境改善費

- （1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議し実施する。なお、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
- （2）以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- （3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図

	エ 工事工程表
	オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む）
	カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む）
	キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
	ク パンフレット・工法説明ビデオ
	ケ 社会貢献

11 週休2日による施工

（1）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（2）週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合

などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	週単位の週休2日 [現場閉所1週間に2日以上]	月単位の週休2日 [現場閉所率28.5%(8日/28日)以上]
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき清算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

12 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

13 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日

間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

14 1日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

15 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：抜開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

16 部分払いについて

本工事において、中間前金払いに変わり、既済部分払いを選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払いや、設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙ー11「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

17 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。

☐令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第15章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－ 1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 第4制水門地盤改良工				
(1) 高圧噴射攪拌工				
コア削孔	コンクリート底版削孔、φ200mm、L=1.55m	本	15.000	
造成	改良径φ2.6m、L=1.5m	本	10.000	
造成	改良径φ2.8m、L=3.1m	本	5.000	
削孔箇所復旧	φ200mm、L=1550mm、15箇所	m3	0.700	
2. 第4制水門堰柱コンクリート補修工				
(1) 表面被覆工（パネル工法）				
強化プラスチック複合板	t=10mm	m ²	22.540	
金属拡張アンカー（FRPM板）	SUS304、M8×60L	本	220.000	
目地シーリング工	5mm	m	27.200	
目地シーリング工	20mm	m	27.100	
(2) ひび割れ注入工				
ひび割れ注入工	W≧0.2mm	m	8.250	
3. 3号吸水槽せん断補強工				
(1) 底版部				
コンクリート削孔工（底版）	φ46×1430.5mm	箇所	768.000	
コンクリート削孔工（底版）	φ55×1430.5mm、機械継手箇所	箇所	36.000	
補強鉄筋（底版部）	D25、SD345、L=1375mm	本	768.000	
補強鉄筋（底版部）	D25、SD345、L=1375mm、継手有	本	36.000	
(2) 隔壁部 W=1200				
コンクリート削孔工（隔壁W=1200）	φ36×1130.5mm	箇所	628.000	
コンクリート削孔工（隔壁W=1200）	φ46×1130.5mm、機械継手箇所	箇所	40.000	
補強鉄筋（隔壁W=1200）	D22、SD345、L=1075mm	本	628.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
補強鉄筋（隔壁W=1200）	D22、SD345、L=1075mm、継手有	本	40.000	
（3）隔壁部 W=600				
コンクリート削孔工（隔壁W=600）	φ 36×530.5mm	箇所	549.000	
補強鉄筋（隔壁W=600）	D22、SD345、L=475mm	本	549.000	
（4）共通				
高圧洗浄工	14.7MPa	m ²	129.000	
現場内小運搬		式	1.000	
（5）削孔・補修				
削孔・補修	φ 46、底版、注入（下向き）	m	50.000	
削孔・補修	φ 36、隔壁1200、注入（横向き）	m	30.000	
削孔・補修	φ 36、隔壁600、注入（横向き）	m	10.000	
4. 3号吸水槽曲げ補強工				
（1）底版部				
コンクリート削孔・定着工（底版部）	φ 39、L=600、横向き	箇所	260.000	
下地処理	増厚箇所、コンクリートはつり	m ²	40.000	
主筋取付工（底版下面）	D29	m ²	40.000	
主筋取付工（底版上面）	D13	m ²	37.500	
帯筋取付工（底版下面）	D16	m ²	40.000	
帯筋取付工（底版上面）	D13	m ²	37.500	
増厚工（底版部）	厚400mm、鉄筋コンクリート24-12-25（高炉B）W/C55%	m ³	18.400	
高圧洗浄工	14.7MPa、無筋コンクリート打設箇所	m ²	48.000	
下地処理	無筋コンクリート打設箇所、コンクリートはつり	m ²	48.000	
底版工	無筋コンクリート、18-8-25（高炉B）W/C65%	m ³	19.700	
（2）隔壁部 W=1200 2面				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
コンクリート削孔工（隔壁部W=1200）	φ 24、L=400、上向き	箇所	186.000	
コンクリート削孔工（隔壁部W=1200）	φ 29、L=400、下向き	箇所	186.000	
下地処理工	ウォータージェット、 200MPa級	m ²	52.800	
下塗り工	ポリマーセメントモルタル	m ²	52.800	
主筋取付工（隔壁部W=1200）	D19、機械継手付き	m ²	52.800	
帯筋取付工（隔壁部W=1200）	D13	m ²	52.800	
増厚工（隔壁部W=1200）	厚50mm、ポリマーセメント モルタル	m ²	52.800	
用心メッシュ取付工	FRPグリッド、6.6mm2、100 ×100	m ²	52.800	
養生工		m ²	52.800	
（3）隔壁部 W=600 2面				
コンクリート削孔工（隔壁部W=600）	φ 24、L=400、上向き	箇所	142.000	
コンクリート削孔工（隔壁部W=600）	φ 29、L=400、下向き	箇所	142.000	
下地処理工	ウォータージェット、 200MPa級	m ²	43.400	
下塗り工	ポリマーセメントモルタル	m ²	43.400	
主筋取付工（隔壁部W=600）	D19、機械継手付き	m ²	43.400	
帯筋取付工（隔壁部W=600）	D13	m ²	43.400	
増厚工（隔壁部W=600）	厚50mm、ポリマーセメント モルタル	m ²	43.400	
用心メッシュ取付工	FRPグリッド、6.6mm2、100 ×100	m ²	43.400	
養生工		m ²	43.400	
（4）共通				
現場内小運搬		式	1.000	
（5）削孔・補修				
削孔・補修	φ 39、横向き	m	5.000	
削孔・補修	φ 24、上向き	m	5.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
削孔・補修	φ 29、下向き	m	5.000	
5. 第4制水門操作室撤去工				
(1) 操作室撤去				
鋼材撤去 (H鋼)	H300×B150撤去材の現場内移動及び小運搬含む	ton	0.480	
鋼材撤去 (扉)	B1600×2000×t30撤去材の現場内移動及び小運搬含む	箇所	1.000	
鋼材撤去 (窓)	B1800×H1100撤去材の現場内移動及び小運搬含む	箇所	2.000	
鋼材撤去 (窓)	B1300×H1100撤去材の現場内移動及び小運搬含む	箇所	1.000	
コンクリート削孔 (壁)	φ 50、クレーン吊り孔	孔	34.000	
コンクリート削孔 (床)	φ 50、クレーン吊り孔	孔	16.000	
ウォールソー切断 (壁)	厚t=170mm	m	74.000	
ウォールソー切断 (壁)	厚t=250mm	m	1.900	
ウォールソー切断 (床)	厚t=150～200mm	m	30.700	
コンクリート撤去	クレーンによる現場内移動	m3	15.200	
養生工		式	1.000	
6. 仮設工				
(1) 仮締切工				
大型土のう製作	購入土	袋	67.000	
大型土のう設置	200tクレーン	袋	756.000	
大型土のう撤去	200tクレーン	袋	756.000	
遮水シート設置撤去	軟質塩化ビニルシート、厚0.5mm	m ²	315.000	
排水ポンプ	0～6m ³ /h、常時排水、φ 50	箇所	1.000	
(2) 機械構台設置撤去工				
棒ジャッキ用角度自在ベース	BJ-F、120日	個	80.000	
棒ジャッキ固定ベース	BJ-K、120日	個	510.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
フランジ付棒ジャッキ本体	BJH、120日	個	590.000	
大引き短ジャッキ	MAUH-023、120日	個	60.000	
大引受ジャッキ	UJ-01、120日	個	590.000	
ベースプレート	BP-02、120日	個	60.000	
バーチカル	VPMS-03、120日	個	60.000	
バーチカル	VPMS-06、120日	個	20.000	
バーチカル	VPMS-09、120日	個	10.000	
バーチカル	VPMS-12、120日	個	20.000	
バーチカル	VPMS-15、120日	個	10.000	
バーチカル	VPMS-24、120日	個	1,300.000	
カップリングピン	CP-02、120日	個	650.000	
ロックピン	NLP-02GC、120日	個	1,300.000	
水平ゾンタル	HL-0207、120日	個	300.000	
水平ゾンタル	HL-0627、120日	個	5,800.000	
ブレース	BOC-0606、120日	個	10.000	
ブレース	BOC-0609、120日	個	10.000	
ブレース	BOC-0612、120日	個	3,200.000	
角鋼管4M	□100、120日	個	210.000	
鋼管	SP-30、120日	個	150.000	
鋼管	SP-20、120日	個	30.000	
杉板	CLY-4000、120日	個	250.000	
杉板	CLY-3000、120日	個	20.000	
杉板	CLY-2000、120日	個	130.000	
強力クランプ	KC-04、120日	個	350.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
角直交連結金具	PIS-TJ10、120日	個	360.000	
単管パイプ	1m、120日	個	180.000	
敷鉄板	1524×6096、120日	個	27.000	
ブルマン	C-70、120日	個	32.000	
3Sシステム組立		空m3	1,492.000	
3Sシステム解体		空m3	1,492.000	
ラフタークレーン	25t	日	20.000	
荷卸し、積込手間		空m3	1,492.000	
敷鉄板敷設		m ²	251.000	
PP袋		式	1.000	
設計費		式	1.000	
運搬引き取り	MA資材	台	22.000	
運搬引き取り	敷鉄板	台	10.000	
運搬引き取り	ブルマン等	台	2.000	
(3)覆工板設置撤去工	機械構台付帯施設、H型鋼			
覆工板		m ²	224.000	
敷鉄板		m ²	191.000	
土のう		m3	9.000	
(4)排泥ピット				
排泥ピット掘削		m3	543.000	
排泥ピット掘削土運搬		m3	543.000	
排泥ピット仮置土運搬		m3	543.000	
排泥ピット埋戻し		m3	543.000	
(5)敷鉄板	既設道路、施工ヤード2、 施工ヤード3			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
敷鉄板		m ²	2,620.000	
(6)土木シート	施工ヤード3			
土木シート	設置～撤去 980N/3cm	m ²	510.000	
(7)足場工				
足場工	3号吸水槽内	式	1.000	
足場工	第4制水門端堰柱、コンクリート補修	式	1.000	
足場工	第4制水門操作室撤去	式	1.000	
足場工	事前ボーリング、平坦地足場	式	1.000	
足場工	事後ボーリング、平坦地足場	式	1.000	
(8)水道使用料				
水道使用料	地盤改良、高圧洗浄	m3	1,200.000	
(9)クレーン経費				
クローラクレーン	200t、賃料	月	4.000	
7. 産業廃棄物処理工				
(1)産業廃棄物処理工				
コンクリート殻運搬	コンクリート（無筋）殻運搬（せん断補強工）	m3	3.400	
コンクリート殻運搬	コンクリート（有筋）殻運搬（操作室撤去）	m3	15.200	
汚泥運搬	地盤改良工	m3	300.000	
汚泥運搬	吸水槽堆積土砂	m3	30.000	
廃プラスチック運搬	仮締切工遮水シート	m3	0.850	
廃プラスチック運搬	土木シート	m3	1.530	
産業廃棄物処理	コンクリート（無筋）殻	m3	3.400	
産業廃棄物処理	コンクリート（有筋）殻	m3	15.200	
産業廃棄物処理	汚泥	ton	363.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
産業廃棄物処理	廃プラスチック	m3	2.380	
8. 交通誘導警備員				
(1)交通誘導警備員				
交通誘導警備員		人	100.000	
9. その他				
(1)事業損失防止施設費				
PH・濁水処理設備				
分離水処理				
PH・濁水処理設備設置撤去	10m3/h	式	1.000	
PH・濁水処理設備運転	10m3/h	運転日	10.000	
炭酸ガス	30kg/本	本	5.000	
高分子凝集剤	1kg/袋	袋	0.500	
PAC剤	20kg/箱	箱	1.000	
(2)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
クローラクレーン分解・組立・輸送		台	1.000	
仮設材輸送費	敷鉄板	式	1	
(3)役務費				
役務費				
役務費				
水道基本料金		月	2.000	
(4)技術管理費				
技術管理費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
技術管理費				
事前ボーリング		本	2.000	
事後ボーリング		本	2.000	
鉄筋探査	第4制水門底版コンクリート	箇所	15.000	
鉄筋探査	3号吸水槽	箇所	359.000	
引張試験	せん断補強鉄筋	回	6.000	
一軸圧縮試験	地盤改良工	試料	2.000	
アンカー引抜試験	パネル工法	式	1.000	
一括計上価格				
1. 一括計上価格				
(1)一括計上価格				
六価クロム溶出試験		検体	2.000	
建築工事		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費	機械構台付帯施設（仮設壁）			
1. 鋼製付属設備製作工				
(1) 鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工（製作費）	鋼板、H形鋼、L形鋼 L=19.56m、H=1.8m	式	1.000	
直接工事費	機械構台付帯施設（仮設材）			
1. 輸送費				
(1) 輸送費				
輸送費（鋼製付属）		式	1.000	
2. 鋼製付属設備据付工				
(1) 鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
鋼製付属設備据付工（直接経費）		式	1.000	
(2) 鋼製付属設備撤去工				
鋼製付属設備撤去工		式	1.000	
撤去物運搬		式	1.000	

別紙－ 3

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 建築（操作室設置）	第4制水門端堰柱			
（1）建築				
組立式建物ユニットW5700×B3700×H3860、21.09 m ²	折板屋根, 材料製作, 施工 費, クレーン費, 運搬費含む	式	1.000	
2. 建築 電気（撤去）	第4制水門端堰柱			
（1）電気設備	撤去			
T S	撤去	個	1.000	
インターホーン	撤去	個	1.000	
コンセント（2口付）	撤去	個	1.000	
水銀灯	屋外照明、撤去	個	1.000	
蛍光灯	屋内照明、撤去	灯	1.000	
自動点滅器	撤去	個	1.000	
分電盤	（第4制水門端堰柱側）撤 去	面	1.000	
ケーブル	600V CV 3.5sq-3C ラック配 線、撤去	m	4.300	
ケーブル	600V CV 3.5sq-3C 管内配 線、撤去	m	13.200	
ケーブル	CPEVS 0.9mm-4P ラック配線、 撤去	m	30.600	
ケーブル	CPEVS 0.9mm-4P 管内配 線、撤去	m	8.000	
ケーブル	IV 2mm-2C 管内配線、撤去	m	2.800	
ケーブル	IV 1.6mm-2C 管内配線、撤 去	m	9.000	
電線管	G 16φ、撤去	m	5.200	
電線管	G 22φ、撤去	m	11.600	
雑費	撤去	式	1.000	
撤去工事費		式	1.000	
3. 建築 電気（設置）	第4制水門端堰柱			
（1）電気設備	設置			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ケーブル	600V EM-EEF1. 6-3C	m	19. 000	
ケーブル	600V EM-EEF2. 0-3C	m	7. 000	
電線管	C 25 φ ムッキ管	本	7. 000	
露出スイッチボックス	C25 1方出	個	2. 000	
丸型露出ボックス	C25 3方出	個	1. 000	
電線管関連部材	サドル、コネクタ、ブッシング等	式	1. 000	
ベースライト（屋内）	LSS9MP/RP-4-46相当	台	2. 000	
コンセント（プレート含）	新金プレート2P15A接地端子付	個	1. 000	
スイッチ（プレート含）	位置表示スイッチ、新金プレート	個	1. 000	
分電盤（鋼板製壁掛）	主幹50A. 6回路	面	1. 000	
雑費		式	1. 000	
据付工事費		式	1. 000	

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東北農政局長

菅家 秀人 様

住所

称号又は名称

氏名 (押印 不要)

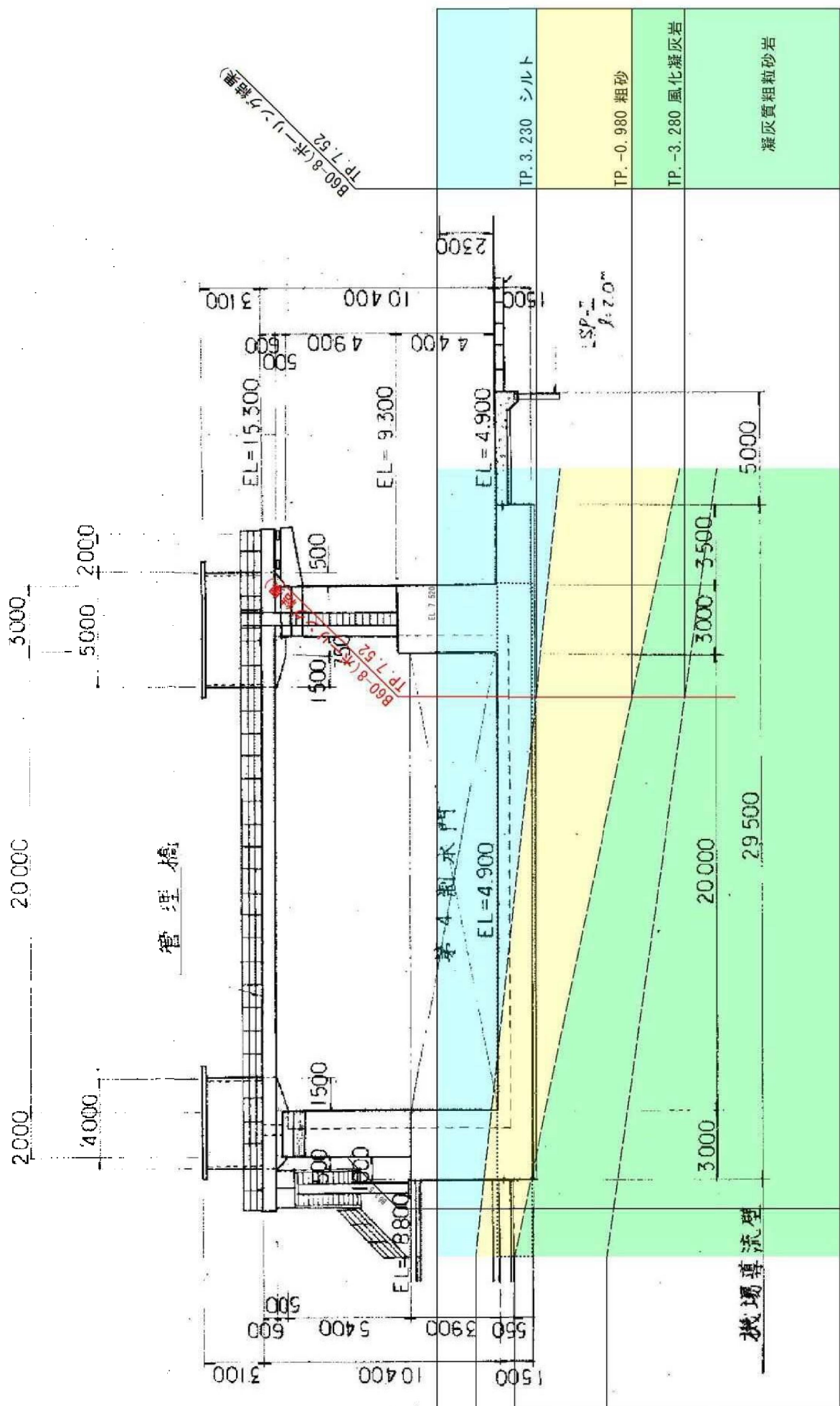
次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	江尻排水機場第4制水門耐震補強他工事
工事場所	宮城県角田市江尻字巻向地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工 事 の 始 期 か ら (日間) 令和 年 月 日まで

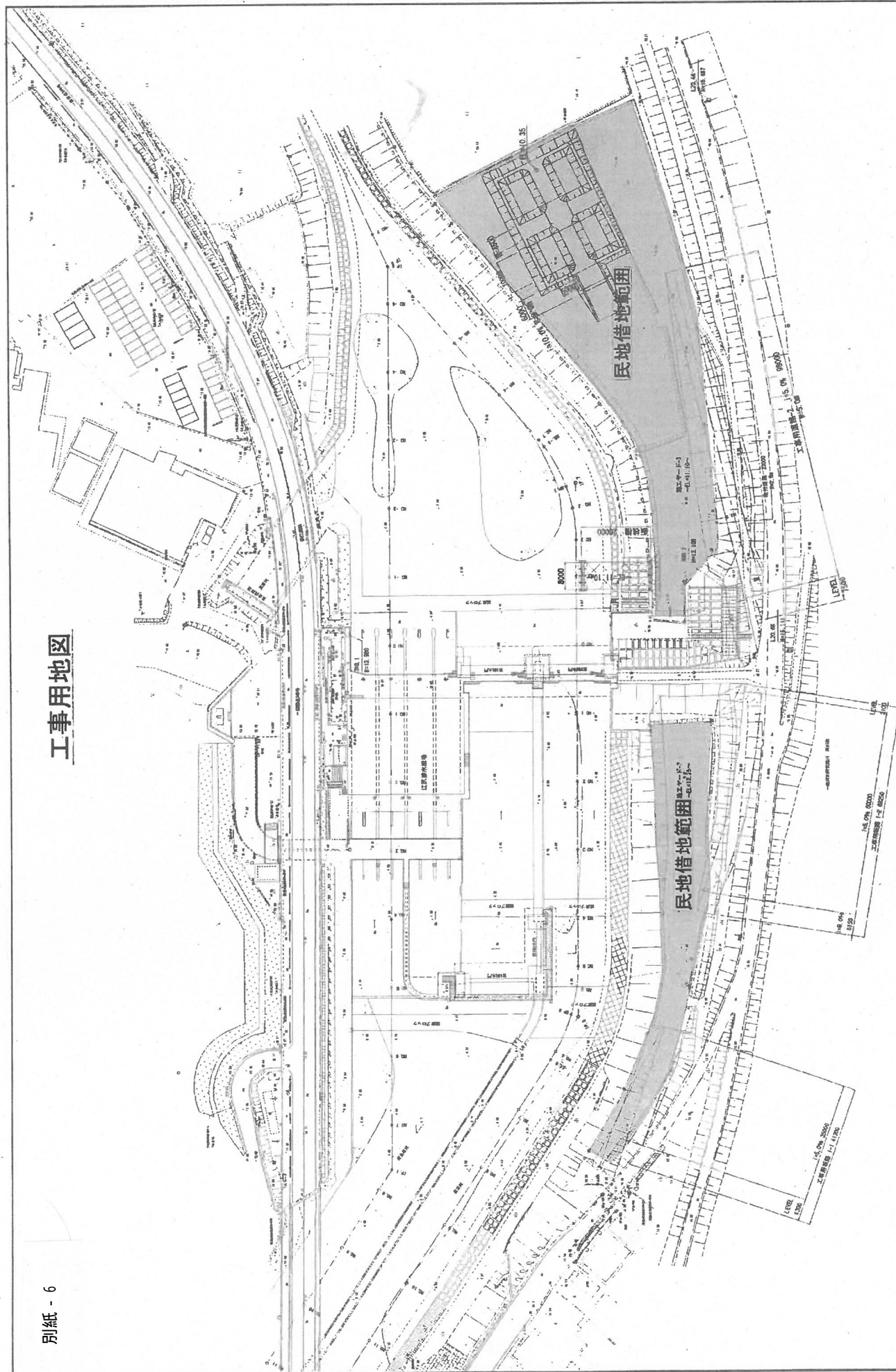
※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

想定地層断面図



工事用地図



国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施工に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、持って事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接する土地の所有者をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （1）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （2）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等がでないように対処するものとする。
- （3）仮設用地は、発注者に指示された工事施工の目的以外に使用してはならない。
- （4）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用水機能及び通作等周辺の営農に支障をおよぼすことのないように措置するものとする。
- （5）仮設用地は、特別の事情がある場合を除き、使用後はすべて現状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

- ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。
- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ③ 発注者が借地した土地を当該所有者等に返還することに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1－1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声をWeb 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1－2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1－3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは、農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3－1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

(2) 機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用には、以下に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

- (2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。
- (5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎用	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

様式２

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験 室、労働者宿舎、 倉庫、材料保管場 所等の敷地借上げ に要する地代及び これらの建物を建 築する代わりに貸 しビル、マンショ ン、民家等を長期 借上げする場合に 要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、 ホテル等に宿泊す る場合に要する費 用			
		労働者 送迎用	労働者をマイクロ バス等で日々当該 現場に送迎輸送 （水上輸送を含 む）をするために 要する費用（ 運 転手賃金、車両損 料、燃料費等含 む）			
	小 計					
	現場管 理費	労務管 理費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手 当、労働者の帰省 旅費、労働者の帰 省手当		
賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用			労働者の食事補 助、交通費の支給			
小 計						
合 計						

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成 12 年 11 月 15 日付け 12 経第 1772 号大臣官房経理課長通知）別表 1（第 3 条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表 1、13、14、17 及び 24 に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が 180 日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：公募に係る揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請

求が可能なように、工事請負契約書第 38 条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。

② 工事請負契約書第 38 条第 1 項の部分払請求の上限回数について

部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）

③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第 42 条第 3 項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が 4 になる場合を除き、上限回数に 1 を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第 35 条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第 41 条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により請求された前払金額が請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に請負代金額の 10 分の 2 に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第 1 項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が 121 日以上（ただし、工期 270 日以下

の工事については、61 日以上) 経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第 20 条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に第 1 項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の 10 分の 4 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の 10 分の 5 を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5 の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第 8 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第 36 条 受注者は、前条第 7 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第 1 項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

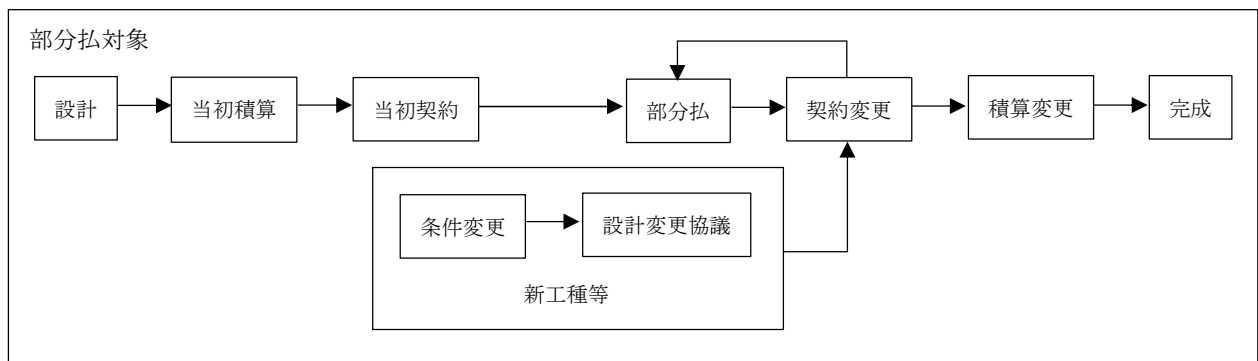
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別添 1～4 を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第 38 条第 1 項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は 90 日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の^{〔 〕}内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、

同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

（2）検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成 10 年 12 月 11 日付け 10 経第 1984 号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

別添 1

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第 35 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき受領いたします。

※ 別添 2 は 2 割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別添 3 については、本工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であること又は工期 121 日以上経過（ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書 40%以内）は契約原本として保管。別添 2 及び 3 は、支払に使用。

※ 前払金保証書は 1 回作成する。（2 回作成する必要はない。）

別添 2 （ 4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ (工事請負契約書第 35 条第 4 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

別添 3（出来高認定書受理後に提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第 35 条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇〇工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前払金請求額 ¥
- 3. 受領済前払金額 ¥
- 4. 未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

別添 4

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間
認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第 35 条第 5 項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。(請負代金額の 10 分の 2 以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期 121 日以上経過(ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過)の場合)

認 定 通 知 書

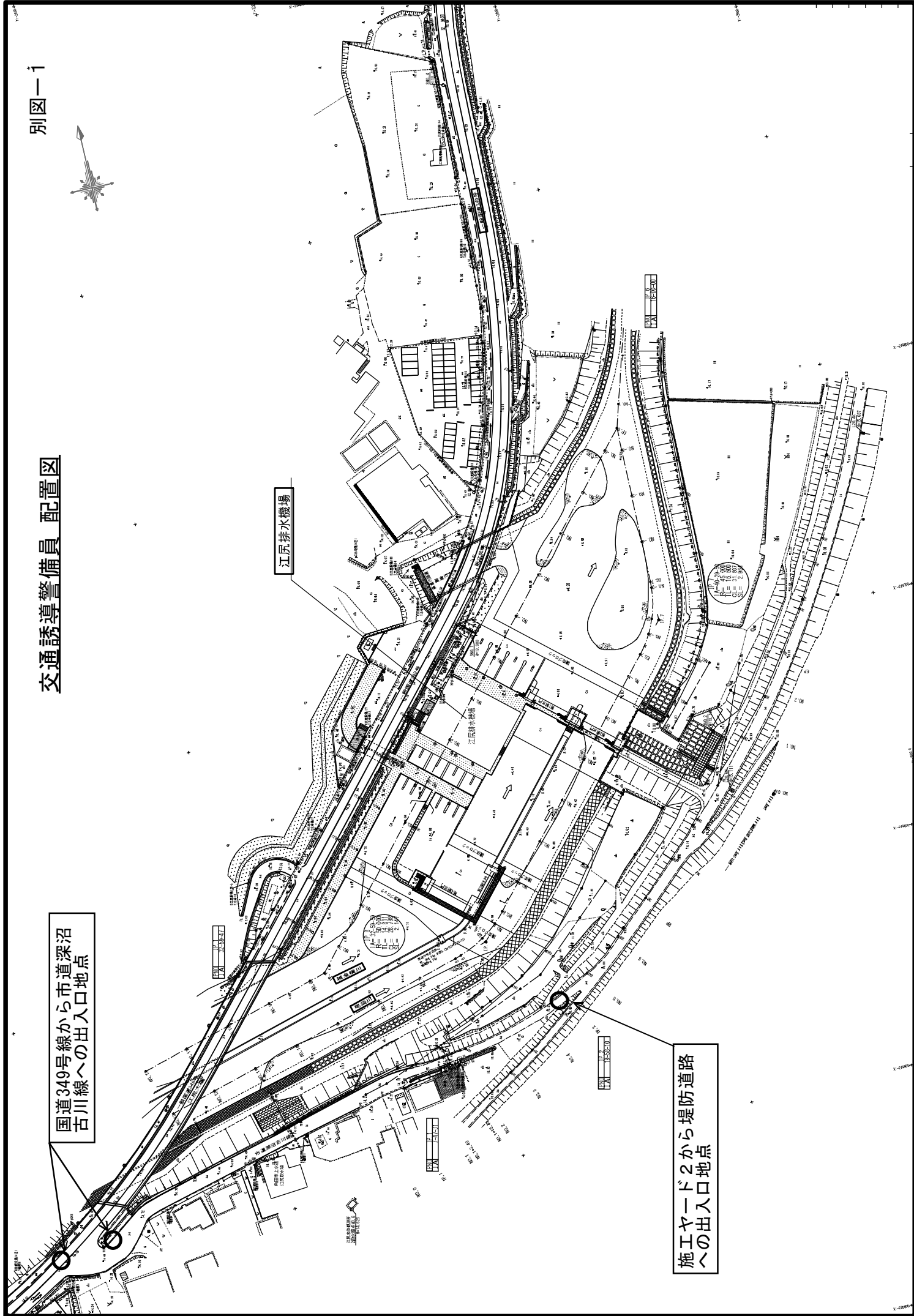
上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

交通誘導警備員 配置図



別表－ 1

コンクリート水路補修材料品質規格

1. ひび割れ補修材

(1) 注入工法材 (ひび割れ $0.2 \leq W < 0.5\text{mm}$)

要求性能項目		試験(測定)項目		試験方法	試験基準
基本的性能	未硬化の注入材	粘 性	粘度又はチキトビク係数	JIS K 6833	1.0Pa・s 以下 4 ± 1
		可使性	可使時間	温度上昇法	30 分以上
		耐硬化収縮性	硬化収縮率	JIS A 6024	3%以下
	硬化した注入材	付着性	接着強さ	JIS A 6024	6.0N/mm ² 以上
			乾燥面 湿潤面		3.0N/mm ² 以上

2. 表面被覆工 (アンカー固定方式パネル工法)

アンカー固定方式パネル工法に使用する材料・工法は、以下の品質規格を満足しなければならない。

(1) パネル

この工事に使用するパネルは下記、又は同等以上で監督職員が認めものによる。

樹 脂 : JIS K 6919

ガラス繊維 : JIS R 3412

曲げ強さ : 100MN/m²

曲げ弾性係数 : 13.7GN/m²

試験(測定)項目		試験方法	試験基準
耐候性	促進耐候性(紫外線による劣化)試験	JSCE-K 511 試験条件:セパンアークランプ 式 4,000 時間又はサンシャインカーボンアーク灯式 2,400 時間	膨れ、ひび割れ、剥がれ、変形がないこと
耐摩耗性	摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験(案)(材齢 28 日、20 時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系 : 1.5 以下 有機系 : 0.5 以下

(2) 金属拡張式アンカー

材 質 : SUS304

試験(測定)項目		試験方法	試験基準
付着性	アンカー引き抜強度試験	社団法人 日本建築あと施工アンカー協会技術部会「あと施工アンカー試験方法」3 本以上	設計引抜強度以上

別表－２

コンクリート水路補修施工管理の出来形管理及び品質管理

１．出来形管理

(１) 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、下表に寄り難い場合は事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項目	管理基準値	規格値（参考値）	測定基準
水路洗浄工	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	同左	施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所の割合で処理面を目視確認する。50m 未満は 2 箇所確認する。
ひび割れ注入工	延長	-0mm	同左	各補修箇所。
	注入量	設計量以上	同左	注入総量を確認する。（施工完了後に空袋により確認する。）
表面被覆工（アンカー固定方式パネル工法）	側壁高さ	±15mm	-25 mm	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所の割合で測定する。50m 未満は 2 箇所測定する。
	幅	+25 mm、-15 mm	-25 mm	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所の割合で測定する。50m 未満は 2 箇所測定する。
	アンカー打設数	設計本数以上	同左	スパン毎本数及び全数を測定する。
	外観	施工面に欠損、ひび割れ、膨れ、たわみ、接着材塗布又はアンカー設置の不良等がないこと	同左	施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所の割合で施工面を目視及び打音で確認する。50m 未満は 2 箇所確認する。
	面積	－	施工面積 ≥ 設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。

(２) 撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種		撮影基準	撮影箇所
水路洗浄工		施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、施工時の洗浄圧力、不陸・凹凸の状況等を撮影する
ひび割れ補修工（注入工法）	ひび割れ補修工	施工延長概ね 50m につき 1 箇所の割合で撮影する 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、使用機械、補修箇所の延長を撮影する。
	総使用量	全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
表面被覆工（アンカー固定方式パネル工法）	表面被覆工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、使用機械、左右側壁及び底盤における面積測定状況、左右側面の高さ、水路底版及び頂部の水路幅を撮影する。
	アンカー打設等	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。50m 未	施工状況、単位当たり打設本数、アンカー引き抜き強度試験の測定値を撮

		満は2箇所撮影する。	影する。
	パネル目地工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	パネル目地材充填状況及び施工前後を撮影する。
	端部処理	施工箇所毎	端部処理況及び施工前後を撮影する。

2. 品質管理

品質管理項目は以下のとおりとする。

工 種	項目	試験方法	規格値（参考）	試験（測定）基準
表面被覆工 （アンカー 固定方式パ ネル工法）	アンカー引 抜強度試験	社団法人日本建築 あと施工アンカー 協会技術部会「あと 施工アンカー試験 方法」	設計引抜強度以 上の引張加力で 抜けだし等の変 形がないこと	3本以上

令和 7 年度
国営施設応急対策事業角田地区
江尻排水機場第 4 制水門耐震補強他工事
図面目録

番号	図名の名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	江尻排水機場平面図	1	
3	第4制水門標準図	1	
4	地盤改良工詳細図	1	
5	第4制水門端堰柱補修全体図	1	
6	FRPM板割付図	1	
7	吸水槽耐震補強工位置図	1	
8 - 1 / 2	3号吸水槽せん断補強工詳細図(1/2)	1	
8 - 2 / 2	3号吸水槽せん断補強工詳細図(2/2)	1	
9 - 1 / 3	3号吸水槽曲げ補強工詳細図(1/3)	1	
9 - 2 / 3	3号吸水槽曲げ補強工詳細図(2/3)	1	
9 - 3 / 3	3号吸水槽曲げ補強工詳細図(3/3)	1	
10 - 1 / 4	組立式建物ユニット特記仕様書(1/4)	1	
10 - 2 / 4	組立式建物ユニット特記仕様書(2/4)	1	
10 - 3 / 4	組立式建物ユニット特記仕様書(3/4)	1	
10 - 4 / 4	組立式建物ユニット特記仕様書(4/4)	1	
11 - 1 / 2	組立式建物ユニット計画図(第4制水門端堰柱)(1/2)	1	
11 - 2 / 2	組立式建物ユニット計画図(第4制水門端堰柱)(2/2)	1	
12	組立式建物ユニット電気設備計画図(第4制水門端堰柱)	1	
13	既設操作室撤去計画図(第4制水門端堰柱)	1	
14	仮締切計画図	1	
15 - 1 / 2	機械構台計画図(1/2)	1	
15 - 2 / 2	機械構台計画図(2/2)	1	
16 - 1 / 3	機械構台付帯施設計画図(1/3)	1	
16 - 2 / 3	機械構台付帯施設計画図(2/3)	1	
16 - 3 / 3	機械構台付帯施設計画図(3/3)	1	
17	仮設平面図	1	
計		27	